

平成 25 年 10 月 10 日

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン  
代 表 者 名 代表取締役社長 寺井 和彦  
(ジャスダック市場 銘柄コード 4764)  
問い合わせ先 業務推進グループ 佐藤 真由美  
TEL : 06-6363-2322 (代)

## 勝訴判決の確定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 13 日付「訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ」にて公表しておりました当社の全面勝訴判決につきまして、控訴期限までに控訴手続きがなされなかったことから、当該判決が確定しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当該訴訟は平成 24 年 7 月から 9 月にかけて発生しました株式会社オーリッド（以下、「オーリッド社」）との業務委託契約及び売買契約並びに金銭消費貸借契約に基づく債権総額 162 百万円及び遅延損害金の金銭請求と停止条件付代物弁済契約によって取得した三浦雅弘氏が保有するオーリッド社株式の引渡し、及び譲渡担保契約によって取得したオーリッド社が保有する商標権の移転登録請求を行っていたものです。

当該訴訟において、平成 25 年 9 月 12 日付で大阪地方裁判所より

- (1) 被告株式会社オーリッドは原告に対し、金 162 百万円及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (2) 被告株式会社オーリッドは原告に対し、原告の求める 13 件の商標権について移転登録手続きをせよ。
- (3) 被告三浦雅弘は原告に対し、保有するオーリッド社株式 7,333 株の株券を引き渡せ。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (5) この判決は、上記の(1)および(3)に限り、仮に執行することができる。

との当社の全面勝訴とする内容の判決が言い渡されておりましたが、今般、双方当事者への同判決の送達があった日の翌日から起算して 14 日以内に控訴がなかったことから、同判決が確定することとなり、当社として本日これを認識いたしました。

#### 2. 判決言渡のあった年月日及び裁判所

平成 25 年 9 月 12 日 大阪地方裁判所

事件番号：平成 24 年(ワ)第 12967 号 商標権移転登録手続等請求事件

#### 3. 訴訟を提起した者

- (1) 商 号：株式会社デジタルデザイン
- (2) 所 在 地：大阪市北区西天満四丁目 11 番 22 号

(3) 代表者の氏名：代表取締役 寺井 和彦

4. 当該訴訟の内容及び請求金額

(1) オーリッド社に対する請求

① 金銭請求

請求金額：162 百万円及び遅延損害金

※当社とオーリッド社との間の業務委託契約及び売買契約並びに金銭消費貸借契約に基づくもの。

② 商標権移転登録請求

商標権：オーリッド社が保有する商標権の一切

※当社とオーリッド社との間の金銭消費貸借契約書並びに覚書に基づく譲渡担保としてのもの。

(2) 三浦 雅弘氏に対する請求

株式：三浦雅弘氏が保有するオーリッド社株式 7,333 株

※当社とオーリッド社との間の金銭消費貸借契約書並びに代物弁済契約書に基づく代物弁済としてのもの。

5. 判決の概要

(1) 被告株式会社オーリッドは原告に対し、金 162 百万円及びこれに対する遅延損害金を支払え。

(2) 被告株式会社オーリッドは原告に対し、原告の求める 13 件の商標権について移転登録手続きをせよ。

(3) 被告三浦雅弘は原告に対し、保有するオーリッド社株式 7,333 株の株券を引き渡せ。

(4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(5) この判決は、上記の(1)および(3)に限り、仮に執行することができる。

6. 今後の見通し

上記のとおり、今回当社の全面勝訴が確定いたしました。当社は当該債権につきまして、平成 25 年 1 月期第 3 四半期決算において、全額である 162 百万円にして貸倒引当金を計上しております。

今後、実際の回収に向けて鋭意努力をしております。

以 上